

第 3 1 号議案

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例

藤枝市地区計画区域における建築物の制限に関する条例(平成 6 年藤枝市条例第 4 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 に次のように加える。

高田地区計画区域	令和 3 年藤枝市告示第 号により地区整備計画が定められた区域
----------	---------------------------------

別表第 2 に次のように加える。

高田地区計画区域

	(ア)	(イ)	(ウ)	(エ)	(オ)	(カ)	(キ)	(ク)	(ケ)
地区	建築してはならない建築物	建築物の容積率の最高限度	建築物の容積率の最低限度	建築物の建蔽率の最高限度	建築物の建築面積の最低限度	建築物の敷地面積の最低限度	外壁の後退距離及び適用除外の建築物等	建築物の高さの最高限度	建築物の各部分の高さ
A 地区	次に掲げる建築物以外の建築物 (1) 倉庫業を営む倉庫 (2) 工場 (3) 前 2 号の建築物に附属するもの	200%	—	60%	—	3,000 平方メートル	2 メートル	—	—
B 地区	A 地区の項と同じ。	A 地区の項と同じ。	—	A 地区の項と同じ。	—	—	A 地区の項と	—	—

							同 じ。			
C 地 区	次に掲げる建築物 以外の建築物 (1) 住宅、共同住 宅、寄宿舍、下宿 (2) 店舗、飲食店そ の他これらに類す る用途に供するも ののうち、政令第 130条の5の3で 定めるものでその 用途に供する部分 の床面積の合計 500平方メートル 以内のもの (3) 前2号の建築物 に附属するもの	100%	—	50%	—	—	道路 境界 線ま での 距離 1メ ートル	—	—	—

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。